

紹介状なし受診の選定療養費

法改定により、地域医療支援病院を紹介状なしで受診する際に支払う選定療養費の金額が変わります。

初診の場合

他の医療機関からの紹介状を持参されず
直接来院した場合

区分	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
医科	5,000円 →	7,000円
歯科	3,000円 →	5,000円

※金額は税込み

再診の場合

当院から他の医療機関へ紹介の申し出を行ったにもかかわらず、患者の希望により当院を受診した場合

区分	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
医科	2,500円 →	3,000円
歯科	1,500円 →	1,900円

※金額は税込み

※次の場合に初診となります

- ・一定期間（医師の指示による場合を除き、前回来院より3カ月以上）受診がない
- ・以前に当院を受診したことがあっても、以前と異なる病気で受診された場合
- ・今回の受診が今までの診療と同一の病名・同一の症状であっても、一定期間（医師の指示による場合を除き、前回来院より3カ月以上）受診がない方
- ・歯科・口腔外科とその他の診療科は、健康保険上、別の取り扱いになりますので、それぞれに選定療養費を支払っていただきます

※次の場合は選定療養費の対象外となります

- ・救急搬送された場合（軽症の場合を除く）
- ・特定の疾病・障害等による公費負担制度受給対象の場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療および災害による被害を受けた場合
- ・外来受診後、そのまま入院となった場合
- ・生活保護法による医療扶助の対象となる方
- ・その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合

